

仕 様 書

1 業務名称

大阪市議会議員住之江区選挙区補欠選挙にかかる啓発車両の区内巡回業務委託

2 業務内容

住之江区選挙管理委員会事務局(以下、区選管)が用意する啓発用 CD もしくはカセットテープ(以下、啓発用 CD 等という)を用いて、住之江区内を車両で巡回しながら、投票参加の啓発を行う。

3 履行期間

令和7年7月15日(火)～令和7年7月19日(土) 午前9時～午後5時
令和7年7月20日(日) 午前10時～午後6時

4 必要台数等

- | | |
|----------|---|
| (1)必要台数 | 令和7年7月15日(火)～令和7年7月18日(金) 各日1台
令和7年7月19日(土)・令和7年7月20日(日) 各日2台
※全日程において運転手含む |
| (2)車種 | 不問 |
| (3)走行ルート | 住之江区内(後日、区選管より指示する。) |
| (4)その他 | ①啓発用 CD 等を周知するための機材(CD デッキまたはカセットデッキ及び屋外周知用のスピーカー等)を装備していること。
②車両には車上看板の取付け及び啓発用マグネットポスターの掲示をすること。
看板の規格等は別紙1のとおりとし、車上看板の調達、作成及び取付けにかかる一切の経費は受託者の負担とする。
校正については看板原稿のデータ(PDF 等)を委託者へ提出することとし、責了とせず校了まで行うこと。
啓発用マグネットポスターについては、区選管が用意するものを、指示する箇所に掲示すること。
③車両の運搬スケジュール及びコースについては別紙2及び別紙3のとおりとする。
④道路交通状況を十分に考慮しつつ、効果的な啓発が行える速度で走行すること。
⑤事故・故障等により運行できなくなった場合は、速やかに代替車両を手配し、影響を最小限度に抑えることができるよう事前に十分な体制をとっておくこと。
⑥日々の業務終了ごとに別紙4の報告書を作成し、履行完了後速やかに提出すること。 |

5 本業務にかかる道路使用許可申請及び通行禁止道路許可申請

本業務にかかる道路使用許可申請・通行禁止道路許可申請については、全て区選管が行う。その際に必要な書類（免許証・車検証等）について、受託者は区選管の求めに速やかに応じること。

6 損害賠償について

本業務に起因する損害又は障害に対する賠償については、受託者がその責を負うこと。但し、受託者の責によらないものは、この限りではない。

また、車両の自賠責保険、任意保険、その他必要な保険などについては受託者が加入するものとし、対人対物等の補償を無制限とする等、万全を期すこと。

7 乗務員の損害

業務遂行中であると否と問わず、受託者または乗務員が受けた損害に対し、委託者は一切の責任を負わない。ただし、委託者の故意または重大な過失によることが明らかな場合はこの限りではない。

8 その他

- ・緊急の連絡体制を整えておくこと。
- ・安全には十分配慮するとともに、交通法規を守り事故防止に努めること。
- ・その他、この仕様書に定めのない事項については、その都度書類等により確認を行うとともに、区選管の指示を遵守すること。
- ・不測の事態により、本業務の履行が不可能となった場合、本市側との協議に応じること。

9 本市担当者

大阪市住之江区役所総務課（大阪市住之江区選挙管理委員会事務局）

大阪市住之江区御崎3丁目1番17号

電話 06-6682-9626 担当：渡辺・佐藤

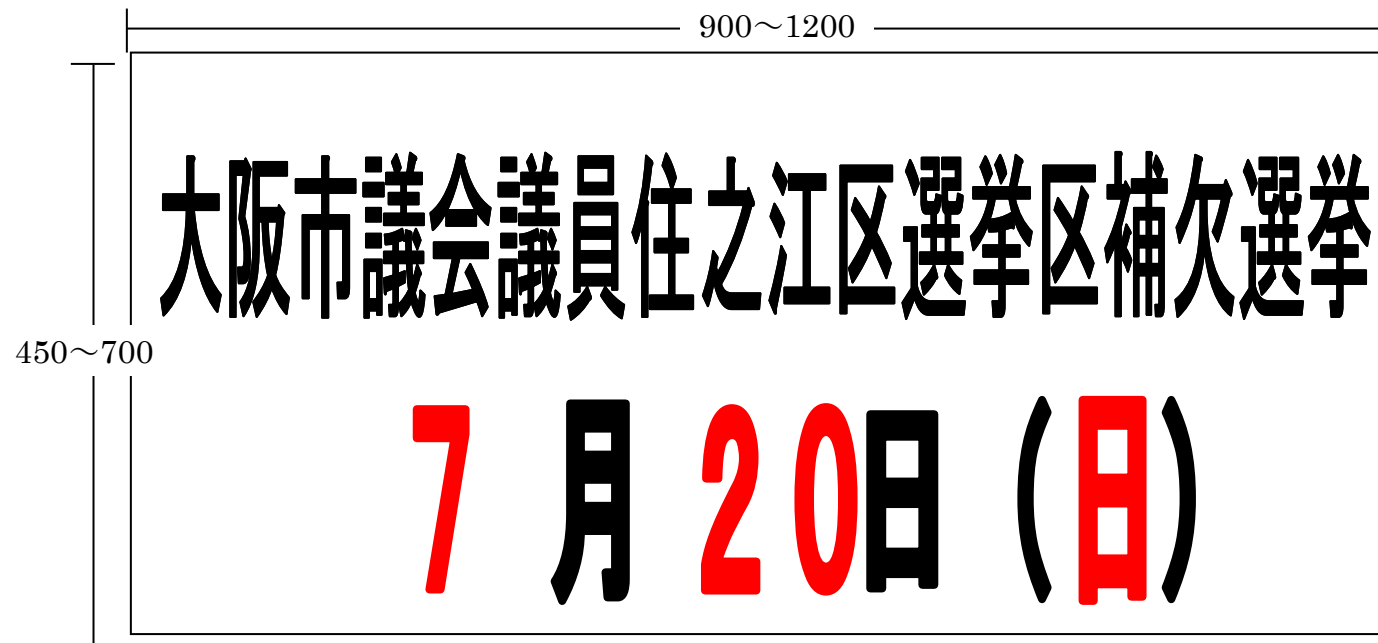
車載看板規格

前・後面

■ 黒 字 「大阪市議会議員住之江区選挙区補欠選挙」「月」「日」「()」

■ 赤 字 「7」「20」「日（曜日部分）」

(単位mm)



側 面

■ 黒 字 「大阪市議会議員住之江区選挙区補欠選挙」「月」「日」「()」

「住之江区選挙管理委員会」

■ 赤 字 「7 (月)」「20」「日 (曜日部分)」「7 (時)」「8」

■ 青 字 「朝」「時～夜」「時」

1300～2500

大阪市議会議員住之江区選挙区補欠選挙

7 月 20 日 (日) 朝 7 時～夜 8 時
住之江区選挙管理委員会

450～700

啓発自動車 配車計画表

<配車計画>

令和7年7月15日(火)～令和7年7月18日(金)・・・1台

令和7年7月19日(土)～令和7年7月20日(日)・・・2台

1号車	7月15日(火)	7月16日(水)	7月17日(木)	7月18日(金)
9時～12時	⑤ ⑥	① ②	③ ④	⑤ ⑥
13時～15時	① ②	③ ④	⑤ ⑥	① ②
15時～17時	③ ④	⑤ ⑥	① ②	③ ④

7月19日(土)	1号車	2号車
9時～12時	② ①	⑤ ④
13時～15時	③ ②	⑥ ⑤
15時～17時	① ③	④ ⑥

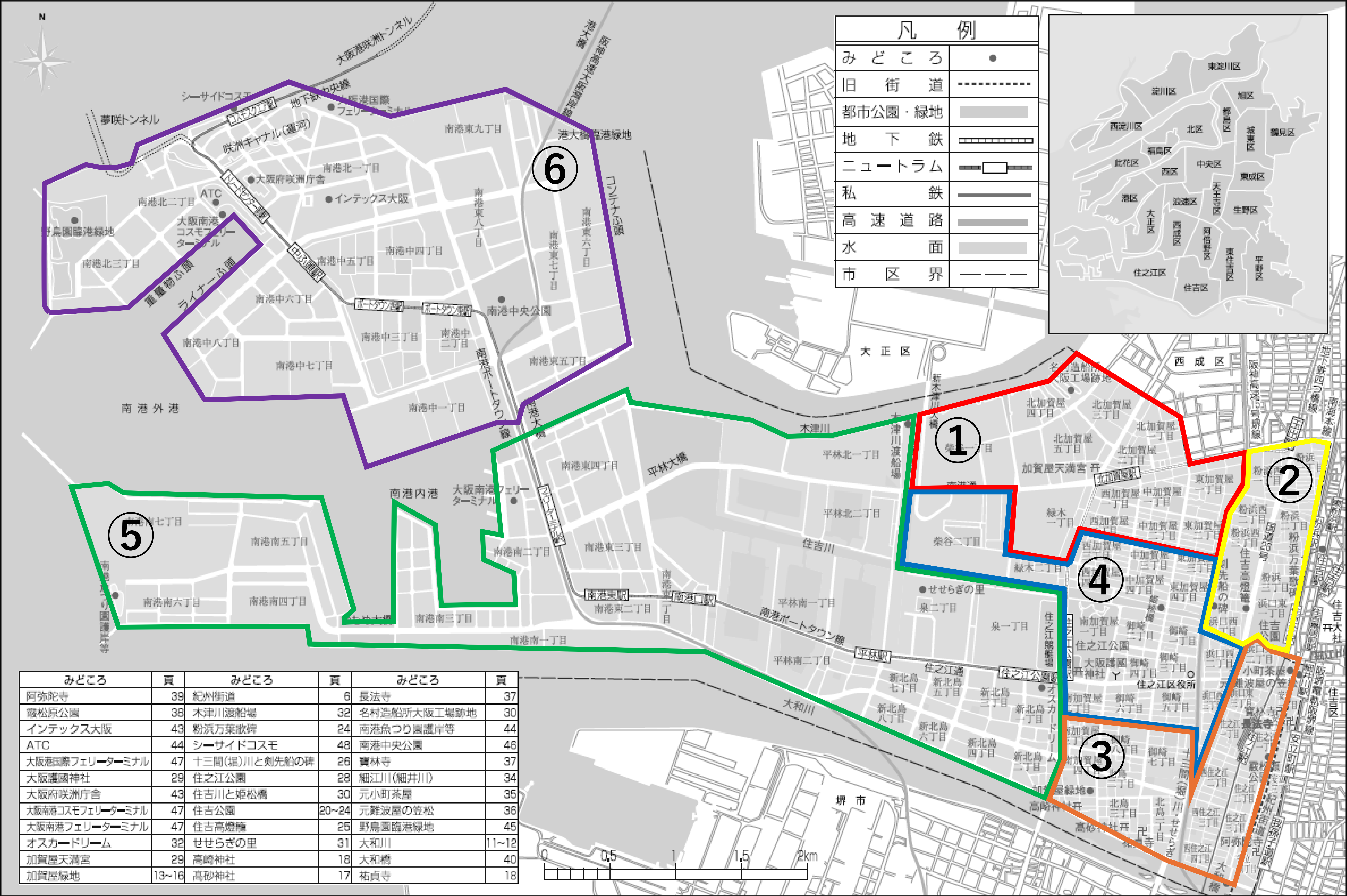
7月20日(日)	1号車	2号車
10時～12時	③ ②	⑥ ⑤
13時～15時	① ③	④ ⑥
15時～18時	② ①	⑤ ④

※巡回コース

①加賀屋 ②粉浜 ③安立・住之江 ④御崎 ⑤平林・新北島・南港 ⑥南港ポートタウン

住之江区内巡回コース

別紙 3



令和 年 月 日

事業実施(完了)報告書

大阪市長 様

住所
社名
代表者氏名

次のとおり事業が完了したので報告します。

		1号車			2号車		
		時間	乗務員	走行距離	時間	乗務員	走行距離
7月15日	火	9:00～17:00		km			
7月16日	水	9:00～17:00		km			
7月17日	木	9:00～17:00		km			
7月18日	金	9:00～17:00		km			
7月19日	土	9:00～17:00		km	9:00～17:00		km
7月20日	日	10:00～18:00		km	10:00～18:00		km

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車グリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
(1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
(2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ
大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電 話：０６－６６１５－７９６５

暴力団等の排除に関する特記仕様書

- 1 暴力団等の排除について
 - (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
 - (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
 - (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
 - (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
 - (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
 - (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。
- 2 誓約書の提出について
受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の住之江区役所総務課（コンプライアンス担当：０６－６６８２－９６２５）に報告しなければならない。

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（住之江区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（住之江区役所総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること

再委託に関する特記事項

1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。

5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。